

榛名湖漁業協同組合遊漁規則
(共 第 1 8 号 第 五 種 共 同 漁 業 権)

(目 的)

第一条 この規則は、榛名湖漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第18号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(マス、コイ、フナ、ワカサギをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者(第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物	期 間
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ。)	1月1日から12月31日まで
コイ・フナ	1月1日から12月31日まで
ワカサギ	9月1日から翌年3月7日まで

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき3本

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区域	エ 期 間
船使用漁法を除く全漁具漁法	全魚種	漁場全域	12月1日から3月31日までの午後5時から翌朝6時30分まで 4月1日から8月31日までの午後6時から翌朝5時まで 9月1日から11月30日までの午後6時から翌朝6時まで
船使用漁法	全魚種	漁場全域	12月1日から組合が定める日まで 組合が定める日から8月31日までの午後5時から翌朝6時まで 9月1日から11月30日までの午後4時から翌朝6時まで

- 3 氷上の穴釣りは、穴の直径15cm以上のものを利用してはならない。また、使用する穴の数は、1人につき2ヶ以内とする。
- 4 第二項及び前項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 5 前項の制限は、組合の掲示場に掲示し、公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中遊漁してはならない。

区 域	期 間
キャンプ場西方の標柱を中心とし半径100mの区域の榛名湖	1月1日から12月31日まで
組合管理のワカサギ増殖施設を中心として、東西200mの区間(湖岸線より50mの区域)	4月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
マ ス	15cm以下
コイ・フナ	15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に、300円を加算した額とする。なお、4級以上の肢体不自由者の全魚種の期間1年の遊漁料は、次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1 日	7 0 0 円
		1 年	4, 0 0 0 円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	全魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1 日	無 料

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○平成18年12月15日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-3号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別 表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
1	ふじや 唐澤礼光	高崎市榛名湖町 8 4 7	027(374)9111	
2	白樺亭 茂木睦子	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9031	
3	いちみや 一宮和弘	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9418	
4	長尾亭 飛知和義仁	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9250	
5	四季亭 石川律一	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9321	
6	つるや 小山弘子	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9523	
7	水月亭 野口正博	高崎市榛名湖町 8 4 7	027(374)9128	
8	ロマンス亭 園田一孝	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9217	
9	末広亭 小山恭三	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9426	
10	吾妻荘 富澤美昭	高崎市榛名湖町 2654	027(374)9106	
11	エブァ 江原礼子	高崎市榛名湖町 1 8 5	027(374)9525	
12	山楽 町田美津子	高崎市榛名湖町 8 4 7	027(374)9503	
13	セゾンドはるな 倉品万代	高崎市榛名湖町 8 4 7	027(374)9611	
14	榛名湖ヘルセンター 久保田雪枝	高崎市榛名湖町 8 4 6	027(374)9421	
15	甲子亭 唐沢睦幸	高崎市榛名湖町 1 8 6	027(374)9231	
16	湖畔亭 門倉和幸	高崎市榛名湖町 8 4 7	027(374)9512	
17	大蔵坊こばやし 小林信彦	高崎市榛名湖町 8 4 5	027(374)9311	
18	あさひ亭 堀口昭雄	高崎市榛名湖町 8 4 5	027(374)9305	
19	共栄山荘 田部井武美	高崎市榛名湖町 8 4 0	027(374)9237	
20	榛名スカイライン 清水武義	高崎市榛名湖町 8 4 5	027(374)9528	
21	榛名湖レストハウス 大森健一	高崎市榛名湖町 1 8 5	027(374)9408	
22	かもん荘 小山昇	高崎市榛名湖町 8 4 8	027(374)9515	
23	水月亭別館 野口幸江	高崎市榛名湖町 8 4 7	027(374)9325	